

- 一 諸償却金 利益金ノ内若干
 - 一 後期繰越金 同上
- 但株主配當ハ毎期末ノ現在ノ株主ニ配當スルモノトス

第六章 附 則

第三十七條 理事長ハ評議員會ノ議決ヲ經テ有給ノ事務員ヲ雇傭スルコトヲ得

大日本労働協會 附設

労働共済金融組合貸附規定

- 第一條 本規定ハ大日本労働協會附設労働共済金融組合定款ニ基キ本組合存立期間ニ於テノミ適用シ
他日労働貯蓄銀行創立ノ曉ハ本組合ノ殘務ハ同銀行ニ引繼グモノトス
- 第二條 本組合ノ貸附ハ本協會員ヲ主トシ其他ハ本組合員ノ連帶責任ヲ負フ場合ニ於テノミ之ヲ行フ
- 第三條 貸附金ハ當分三十圓以下トシ十圓ニ對シ本組合員一名ノ連帶保證ヲ要スルモノトス但シ本組合員ニシテ持株拂込金多額ニ上リタル場合ハ此限リニアラズ
- 第四條 貸附金ハ組合ノ都合ニ依リ組合重役ノ意志ニテ一時謝絶スルコトアルベシ
- 第五條 貸附ヲ別チテ短期貸附及ビ長期貸附ノ二トシ其ノ金利及ビ辨済方法次ノ如シ
- (一) 短期貸附
- 五十日以内ニ貸附金全部ヲ辨済スルモノハ百圓ニ付日歩四錢トス
 - 三ヶ月以内ニ貸附金全部ヲ辨済スルモノハ月歩一步五厘トス但シ月賦償還トスルコトヲ得
- (二) 長期貸附
- 長期貸附ハ總テ五ヶ月或ハ十ヶ月ノ月賦償還ニヨルモノトシ拂込金ハ毎月月割辨済金ニ最初ノ